

02—02.1 P 特許における審決の分類表

〔平成7年7月1日以降の出願〕
（ただし、特許異議申立関係の分類は
平成27年4月1日より使用）

1. 事件の種類別（特許・審級の種類・審判などの種類）分類表 （H7.7.1～） P . — () ○

第1桁		第2桁		第3～5桁		
P	特許	1	審判 (特許異議の申立て、判定を含む)	112 113 122 123	(無効) 全部無効 全部無効(平成16年からの請求) 一部無効 一部無効(平成16年からの請求)	
		2				
		3				
		4				(延長登録無効)
		5	再審	15 16	延長登録無効(全部) 延長登録無効(一部)	
		6		2	判定	
		7		3		
		8			(訂正)	
		9	その他	41 42 43 49	訂正	
				51 52	(除斥・忌避) 除斥 忌避	
				6 651 652 7	(特許異議の申立て) 全部申立て 一部申立て	
				8	査定不服 (中間決定)	
				91 92	参加許否の決定	
				93 94 95 99	補正却下の決定 証拠保全の決定 受継許否の決定 その他	

- (注) a. 複数の特許異議の申立ての場合、併合された状態で、全ての請求項に対して特許異議の申立てがあるかを判断する必要がある。
b. 複数の特許異議の申立ての審理を、それぞれ別々に行う場合、後である異議決定についての標記分類の表示は、当該決定時点で残存している請求項の全てに対する申立てとなるか、一部に対する異議の申立てとなるかを判断し、これに対応する分類を表示する。

2. 判示事項別分類表

(1) 査定不服、無効、訂正(注)、特許異議の申立てについての決定、判定
(H7.7.1～) P . — () ○

分類	判 示 事 項
0	審理一般（別表）
1	特 29条 特許要件 （新規）
111	1 項 1 号 公知
112	1 項 2 号 公然実施
113	1 項 3 号 刊行物記載
12	
121	2 項 進歩性
13	
14	産業上利用性
15	発明者・出願人
151	特 38条 共同出願
152	特 49条 7 号 非発明者・無承継の出願 特許を受ける権利を有しない者の出願（平成24年4月1日以降出願） 特 123条 6 号 非発明者・無承継の特許 特許を受ける権利を有しない者の特許（平成24年4月1日以降出願）
16	特 29条の 2
161	発明同一
162	発明者同一
163	出願人同一 （特32条特許を受けられない発明）
21	
22	
23	
24	特 32条 公序、良俗、衛生
25	
26	
3	
31	
32	
33	
4	特 39条 先願
5	その他
51	特 25条 外国人の権利の享有 特 49条 3 号 条約違反の出願 特 113条 3 号 条約違反の特許 特 123条 1 項 3 号 条約違反の特許 特 123条 1 項 7 号 特許後の条約違反
52	（明細書記載不備）
536	特36条 4 項 発明の詳細な説明の記載不備
537	6 項 1、2 号及び 3 号 請求の範囲の記載不備
538	6 項 4 号 請求の範囲の記載形式不備
54	特 49条 1 項 5 号 原文新規事項（平成14年8月31日まで） 1 項 6 号 ” （平成14年9月1日から） 特 113条 5 号 （平成8年1月1日以降） 特 123条 1 項 5 号

分類	判 示 事 項	
55	特 17条の2、3項 特 17条の3、2項 特 64条2項 特 113条1号 特 159条2項 特 163条2項 特 174条2項 特 174条1項	新規事項追加の補正 (平成7年12月31日まで) (平成7年12月31日まで) (平成8年1月1日以降) (平成15年12月31日までに再審請求) (平成16年1月1日以降の再審請求)
56	特 53条1項	補正の却下 公告後の補正の却下(平成7年12月31日まで) (159条1項、163条1項、174条1項で準用)
561	特 17条の2、3項	新規事項追加による補正却下
562	〃	翻訳文新規事項追加による補正却下
57	特 17条の2、4項(5項)	補正目的
571	4項1号 (5項1号)	請求項の削除 〃(平成19年4月1日以降出願)
572	4項2号 (5項2号)	請求項の限定的減縮 〃(平成19年4月1日以降出願)
573	4項3号 (5項3号)	特許請求の範囲における誤記の訂正 〃(平成19年4月1日以降出願)
574	4項4号 (5項4号)	特許請求の範囲における明りょうでない記載の釈明 〃(平成19年4月1日以降出願)
575	5項 (6項)	独立特許要件 〃(平成19年4月1日以降出願)
58	特 54条1項 (159条1項、163条1項、174条1項で準用)	公告後の補正の却下(平成7年12月31日まで)
581	特 64条(17条の3) 2項	新規事項追加の補正(平成7年12月31日まで)
582	特 64条(17条の3) 2項	原文新規事項追加の補正(平成7年12月31日まで)
591	3項1号	特許請求の範囲の減縮(平成7年12月31日まで)
592	2号	誤記の訂正(平成7年12月31日まで)
593	3号	明りょうでない記載の釈明(平成7年12月31日まで)
594	4項	特許請求の範囲の実質的拡張(平成7年12月31日まで)
595		特許請求の範囲の実質的変更(平成7年12月31日まで)
6		
61		
62		
63		
64	特 37条	発明の単一性(平成15年12月31日まで)
641	1号	課題同一
642	2号	主要部同一
643	3号	物の発明の生産・使用・取り扱う方法、その物の生産装置等、その物の性質を専ら利用する物又はその物を取り扱う物
644	4号	方法の発明の実施に使用するもの。
645	5号	その他政令で定めるもの。
65	特 37条	発明の単一性(平成16年1月1日から)
7	延長登録	
71	特 67条の3、1項1号 特 125条の2、1項1号	処分の必要性

(訂正、訂正請求) (H7.7.1～)

分類	判 示 事 項
83	(訂正、訂正請求)
831	特123条1項8号 訂正、訂正請求の適否
832	特126条1項 訂正
	特134条2項 訂正請求
	特120条の4、2項 // (平成8年1月1日以降)
	特134条の2、1項 // (平成16年1月1日以降請求)
841	特126条2項 新規事項追加の訂正
	3項 // (平成16年1月1日以降請求)
	5項 // (平成24年4月1日以降請求)
	(特134条5項) //
	(特134条の2、5項) // (平成16年1月1日以降請求)
	(特134条の2、9項) // (平成24年4月1日以降請求)
	(特120条の4、3項) // (平成8年1月1日以降)
842	原文新規事項追加の訂正
85	特126条1項(特134条2項、特120条の4、2項) (特134の2、1項(平成16年1月1日以降請求))
851	ただし書1号 特許請求の範囲の減縮
852	ただし書2号 誤記又は誤訳の訂正
853	ただし書3号 明瞭でない記載の釈明
857	ただし書4号 他の請求項の記載を引用する請求項の 記載を当該他の請求項の記載を引用し ないものとする(平成24年4月1 日以降請求)
854	3項 特許請求の範囲の実質的拡張
	4項 // (平成16年1月1日以降請求)
	6項 // (平成24年4月1日以降請求)
	(特134条5項) //
	(特134条の2、5項) // (平成16年1月1日以降請求)
	(特134条の2、9項) // (平成24年4月1日以降請求)
855	特許請求の範囲の実質的変更
856	4項 独立特許要件
	5項 // (平成16年1月1日以降請求)
	7項 // (平成24年4月1日以降請求)
	(特134条5項) //
	(特134条の2、5項) // (平成16年1月1日以降請求)
	(特134条の2、9項) // (平成24年4月1日以降請求)

(注) 特§17の2⑤及び特§126④(平成16年1月1日以降は§126⑤、平成24年4月1日以降は§126⑦)(§134⑤(平成16年1月1日以降は§134の2⑤、平成24年4月1日以降は§134の2⑨)で準用する場合を含む)の「出願の際独立して特許を受けることができない。」との判示事項にあっては、575又は856と共にこの分類表における分類1～645の該当分類を使用する。

(2) 判 定 (H7.7.1～)

分類	判 示 事 項
0	審理一般 (別表)
1	同 一
2	利 用
9	そ の 他

(3) 別表 (審理一般の細分類) (H7.7.1～)

分類	判 示 事 項
0	審理一般
01	請求書の表示、請求
02	利害関係、当事者適格、請求の利益
03	出願日、優先日、請求日
04	対象物
05	審理方式、審理手続
06	証拠
07	一事不再理
08	要旨認定
081	権利のもの
082	権利でないもの
09	その他
091	参加
092	異議

審理一般の分類定義又は例示→02—03のIV

3. 「結論」(審判の種類別)分類表 (特許)(H7.7.1～)

. — () ○

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除外・忌避、参加許否	特許異議の申立て
W			取り消して差戻し			
W A			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、 審査に差し戻す			
W B			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、 審査に差し戻す			
W Y 定型はW Y F			取り消して特許登録			
W Y A			補正却下を取り消す 原査定を取り消し、 特許すべきものとする			
W Y B			補正却下を取り消さない 原査定を取り消し、 特許すべきものとする			
W Z 定型はW Z F			特許登録しない(前置又は当審で、拒絶理由)			
W Z A			補正却下を取り消す 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			
W Z B			補正却下を取り消さない 前置又は当審の拒絶理由により拒絶すべきものである			

分類	審判などの種類別「結論」					
	無効・延長登録無効	訂正	査定不服	判定	除斥・忌避、参加許否	特許異議の申立て
X	審決却下	審決却下	審決却下	決定却下（準用 § 135）		決定却下（準用 § 135）
XX	決定却下	決定却下	決定却下	決定却下（準用 § 133の2）	決定却下	決定却下（準用 § 133の2）
XA	訂正を認める 審判請求を却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）					訂正を認める 申立てを却下する（申立ての請求項は全て訂正により削除）
Y	無効としない	訂正を認める（全部認容）			認める、許可する	特許を維持する
YA	訂正を認める 無効としない ※1			属する（申立て成立）		訂正を認める 特許を維持する
YAA	訂正を認める（全部認容） 無効としない ※2					訂正を全て認める 特許を維持する
YAB	訂正を認める（一部認容） 無効としない ※2					訂正を一部認める 特許を維持する
YB	訂正を認めない 無効としない			属する（申立て不成立）		訂正を認めない 特許を維持する
YC		訂正を認める（一部認容） ※3				
Z	無効とする（申立て全部成立）	訂正を認めない	特許登録しない		認めない、許可しない	特許を取り消す（申立て全部成立）
ZA	訂正を認める 無効とする（申立て全部成立） ※1		補正却下を取り消す 原査定の理由により拒絶すべきものである	属さない（申立て成立）		訂正を認める 特許を取り消す（申立て全部成立）

ZAA	訂正を認める（全部認容） 無効とする（申立て全部成立） ※2				訂正を全て認める 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZAB	訂正を認める（一部認容） 無効とする（申立て全部成立） ※2				訂正を一部認める 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZB	訂正を認めない 無効とする（申立て全部成立）	補正却下 を取り消さない 原査定の 理由により 拒絶すべき ものである	属さない（申立て不成立）		訂正を認めない 特許を取り消す （申立て全部成立）
ZC	無効とする（申立て一部成立）				特許を取り消す （申立て一部成立）
ZD	訂正を認める 無効とする（申立て一部成立） ※1				訂正を認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZDA	訂正を認める（全部認容） 無効とする（申立て一部成立） ※2				訂正を全て認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZDB	訂正を認める（一部認容） 無効とする（申立て一部成立） ※2				訂正を一部認める 特許を取り消す （申立て一部成立）
ZE	訂正を認めない 無効とする（申立て一部成立）				訂正を認めない 特許を取り消す （申立て一部成立）

※1 訂正を一部認容する場合には、YA、ZA又はZDとする。（ただし、平成24年3月31日以前に請求された無効審判に限る。）

※2 平成24年4月1日以降に請求された無効審判に用いる。

※3 平成24年4月1日以降に請求された訂正審判に用いる。

（改訂H27.10）